

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）.....（総務業務センター）	27
○平成20年度砂利採取業務主任者試験の実施.....（資源エネルギー課）	30
○土地改良区の役員の就任の届出.....（農業支援課）	30
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	30
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	30
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	31
○水防警報河川の指定.....（河川課）	31
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（河川課）	31
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	31
○石狩湾新港地域公共下水道の一部の供用及び下水処理の開始.....（都市環境課）	32
道監査委員公表	
○監査公表第９号.....	32

告 示

北海道告示第601号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年９月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

１ 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（１台分に係る１月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 34台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 32台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成20年12月１日から平成24年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

３ 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

４ 入札執行の日時等

(1) 入 札 開 始 日 時 平成20年10月20日（月）午前９時

(2) 入札書提出締切日時 平成20年10月22日（水）午後３時

ただし、紙により提出する場合で持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。

送付によるときは、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北３条西７丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年10月21日（火）まで必着とする。

(3) 開 札 場 所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開 札 予 定 日 時 平成20年10月23日（木）午後３時

５ 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

６ 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの売買 150台

イ 予 定 時 期 平成20年12月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年１月15日付け北海道告示第17号

７ 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務セ

ンター

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低価格（1台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申請書の提出

- (1) 提 出 の 時 期 電子による場合は、平成20年9月19日から10月10日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後11時まで。ただし、平成20年9月19日は午前9時から、同年10月10日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成20年9月19日から10月10日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年10月9日まで必着とする。

- (2) 提 出 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額に105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 204 - 5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 34 1 set

b . Personal Computer 32 1 set

B . Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., October 22, 2008

(Mailed bids must arrive no later than October 21, 2008.)

C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第602号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 20台

イ パーソナルコンピュータ 102台

ウ パーソナルコンピュータ 59台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成20年11月28日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

(1) 入札開始日時 平成20年10月20日(月)午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成20年10月22日(水)午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。

送付によるときは、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年10月21日(火)まで必着とする。

(3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開札予定日時 平成20年10月23日(木)午後3時

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 150台

イ 予定時期 平成20年12月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 入札参加申請書の提出

(1) 提出の時期 電子による場合は、平成20年9月19日から10月10日までのうち、開庁日及び土曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時から午後11時まで。ただし、平成20年9月19日は午前9時から、同年10月10日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成20年9月19日から10月10日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成20年10月9日必着とする。

(2) 提出場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 204 - 5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 20

b . Personal Computer 102

C . Personal Computer 59

B . Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., October 22, 2008

(Mailed bids must arrive no later than October 21, 2008.)

C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第603号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成20年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験期日及び試験時間 平成20年11月14日（金）午前10時から正午まで

2 試験地及び試験場所

(1) 試験地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市

(2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験願書提出先 受験希望地に所在する支庁の産業振興部商工労働観光課に提出すること。

5 受付期間及び受付時間 平成20年10月1日（水）から20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで。

なお、郵送等の場合は、同年10月20日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

6 提出書類

(1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。）

(2) 写真（手札型（縦5センチメートル、横4センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したも

のであること。）

7 受験手数料 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。

8 その他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁産業振興部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南るもい土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成20.8.29	理事	向吉信	留萌郡小平町字住吉662番地

北海道告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成20.9.8	富良野土地改良区
同 20.9.9	幌加内土地改良区

北海道告示第606号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町430・438の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、439

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 紋別郡雄武町字幌内1003の10（次の図に示す部分に限る。）、1001の3、1002の5、1002の6

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町字美蔓1001の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び清水町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第609号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
美国川	幹 川	積丹郡積丹町大字美国町字ニサナイ	積丹郡積丹町大字美国町字美良波
	美国川	436 - 1 弁財泊川合流点から海まで	230 - 1 弁財泊川合流点から海まで

北海道告示第610号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 河 川 の 名 称 二級河川折川水系小川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年9月19日
- 廃 川 敷 地 等 の 位 置 （左岸）島牧郡島牧村字本目266番1地先から同265番2地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 357.73㎡

北海道告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

美瑛都市計画道路に係る事項

- 都市計画の種類 道路
- 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名 称 起 点 終 点 主な経過地

幹線街路 3・4・5号環状通 美瑛町花園2 美瑛町字大村 美瑛町南町4
丁目 丁目、東町4
丁目、扇町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第612号

石狩湾新港地域公共下水道の一部の供用及び下水の処理の開始に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項前段及び同条第2項において準用する同条第1項の前段の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、北海道札幌土木現業所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年9月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 供用及び下水の処理を開始する年月日 平成20年10月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域 石狩市新港中央3丁目の一部、石狩市新港中央4丁目の一部及び石狩市新港東4丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別図のとおり（「別図」は、省略する。）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式 分流式
分流式の別
- 5 終末処理場の位置及び名称 石狩市新港中央3丁目 石狩湾浄化センター

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成19年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年9月19日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士